

箱島湧水発電事業
事業者選定基準

平成26年11月12日

東吾妻町

目 次

第1	本書の位置づけ	1
第2	事業者選定の概要	1
	1. 事業者選定方式	1
	2. 事業者選定方法	1
	3. 事業者選定体制	1
第3	応募資格に係る審査	1
第4	技術提案、価格提案に係る審査	1
	1. 技術提案に係る審査	1
	2. 審査事項の詳細内容	2
	3. 価格提案に係る審査	3
	4. 最優秀提案の選定	3
第5	優先交渉権者の決定	3

第1 本書の位置づけ

箱島湧水発電事業事業者選定基準は、PFI方式により箱島湧水発電事業を実施する民間事業者の募集・選定を行うに際し、応募者に配付する募集要項と一体のものです。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を示すものです。

第2 事業者選定の概要

1. 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本事業で対象とする小水力発電施設的设计・建設・維持管理・運営について、町の要求するサービス水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、応募者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を選定するものとします。

2. 事業者選定方法

事業者の選定は、「応募資格に係る審査」及び「技術提案、価格提案に係る審査」により行うものとします。

「応募資格に係る審査」においては、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について、町が審査します。なお、応募資格に係る審査の結果は、技術提案、価格提案に係る審査の対象となる応募者の資格要件のみを審査し、技術提案、価格提案に係る審査における評価には反映させないこととします。

また、「技術提案、価格提案に係る審査」においては、まず、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、町が設置する東吾妻町プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、「技術提案に係る評価」及び「価格提案に係る評価」を行います。

3. 事業者選定体制

事業者の選定に当たり、東吾妻町プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき審査委員会を設置します。審査委員会は、技術提案書等を審査し、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施したうえで最優秀提案者を選定します。

第3 応募資格に係る審査

応募者から提出された応募資格確認書に基づき、応募者の資格・資力・信用等・資格要件に係る適否について審査し、応募資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とします。

第4 技術提案、価格提案に係る審査

1. 技術提案に係る審査

審査委員会は、応募者から提出された技術提案の内容について審査します。具体的な提案内容の審査については、次頁に示す評価項目ごとに得点を付与するものとし、合計60点満点とします。

なお、審査事項の評価点の計算にあたっては、その合計点の小数点以下第2位を四捨五入するものとします。

2. 審査事項の詳細内容

評価区分	評価項目		評価内容	配点
1. 企業の実績について (25点)	(1) 企業の実績	小水力発電施設の施工実績	平成16年度以降に完成引き渡し完了した50kW以上の高圧受変電設備を有する小水力発電設備工事の施工実績がある。	10
	(2) 企業の地域精進度	応募企業又は応募グループの代表企業の県内における本店等の有無	応募企業又は応募グループの代表企業の本店・支店の所在地及びその体制	10
	(3) 配置予定技術者の評価	小水力発電施設の施工経験	平成16年度以降に元請けとして完成引き渡し完了した小水力発電設備工事の施工経験がある。	5
2. 技術提案の内容について (35点)	(1) 事業計画全般に関する事項	1) 事業期間中の事業者の経営計画	本事業を実施する事業者の経営計画の内容及び根拠資料等の妥当性について評価する。	10
		2) リスク管理と対応策	本事業における潜在的リスクに対するリスク管理と対応策について評価する。	5
	(2) 設計・建設業務に関する事項	設計・施工上の留意点	事業内容及び現場環境条件から留意すべき事項の的確性について評価する。	5
	(3) 維持管理業務に関する事項	事業期間中の維持管理計画及び緊急対応体制	事業期間中の維持管理計画の妥当性について評価する。	5
	(4) 地域貢献に関する事項	地域貢献に関する提案や取り組み	地域貢献の内容及び見込まれる効果について評価する。	10
評価点合計				60

3. 価格提案に係る審査

総合評価点を算定する際の価格提案に係る評価点（最大40点）については、次式により算定します。価格提案に係る評価点の計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、その上限を40点とします。

$$\text{価格提案書に係る評価点} = \frac{\text{提案価格}}{\text{最高提案価格}} \times 40$$

4. 最優秀提案の選定

「技術提案に係る評価点」と「価格提案に係る評価点」の合計を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定します。ただし、総合評価点が同点の時は、「技術提案に係る評価点」が最も高い者を最優秀提案者とします。

$$\text{総合評価点} = \begin{array}{c} \text{「技術提案に係る評価点」} \\ (60点満点) \end{array} + \begin{array}{c} \text{「価格提案に係る評価点」} \\ (40点満点) \end{array}$$

第5 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の審査結果報告を踏まえ、優先交渉権者を1者決定します。なお、町が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、基本協定が解除された場合、又は事業契約に至らない場合等には、次点者と交渉する場合があります。ただし、この場合であっても同時に2者と交渉することはありません。